
プロジェクト	実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について
項目	第 469 回企業会計基準委員会及び第 173 回金融商品専門委員会で聞かれた意見並びにそれらに対する対応

本資料の目的

1. 本資料は、実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「実務対応報告第40号」という。）の改正文案について、第469回企業会計基準委員会（2021年12月3日開催）及び第173回金融商品専門委員会（2021年12月15日開催）において聞かれた意見のうち、主なもの及びそれらに対する対応を示すことを目的としている。

第 469 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及びそれらに対する対応

2. 現行の実務対応報告第40号第19項の金利スワップの特例処理及び外貨建取引等会計処理基準等における振当処理（以下まとめて「金利スワップの特例処理等」という。）に係る定め意図は、やや分かり難いと考える。そうであるならば、新たな項番を設けるよりも第19項を直接修正することで明確化を図るべきである。

（対応案）

ご指摘に対応し、金利スワップの特例処理に関する金利指標置換後の会計処理の明確化を第19項なお書きに織り込み、金利指標置換時が第19項の適用期間後となる場合の対応を第19-2項で示すようにするとともに、振当処理については第19-3項で取扱いを示すように記載を整理した。具体的には改正文案の新旧対照表（審議事項(1)-2参考資料1）を参照。

3. 改正文案第56-6項で「将来必要な場合には改めて再確認を行う」という記載となっているが、我が国及び米国等においてLIBORの公表停止までに様々な不確実性が想定され得ると認識しており、1年後に再検討するとした上でさらに必要があれば1年を待たずに検討するとすべきである。

（対応案）

改正文案では1年後と再検討の時期を示してはいないものの、関係者からの論点の提示に応じて随時再確認を行うとしているため、実質的に1年後に再検討を行

うという意見を包含していると考えられる。そのため、1年後と時期を限定せず、将来必要な場合には改めて再度確認を行うとしている。

第 173 回金融商品専門委員会で聞かれた意見及びそれらに対する対応

改正文案に対して寄せられた意見及びそれらに対する対応

4. 金利スワップの特例処理及び振当処理について今回追加した取扱いに関する結論の背景の記載を、分かりやすく記載すべきではないか。

(対応案)

ご指摘に対応し、結論の背景においても金利スワップの特例処理と振当処理の記載を分けて記載した。

「コメントの募集及び公開草案の概要」に対して寄せられた意見及びそれらに対する対応

5. 金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間の延長に関する提案の説明において、米ドル以外の通貨建のLIBORに関しても適用期間の延長を提案している理由の記載がないため、記載すべきである。
6. 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第178項の金利スワップの特例処理の要件に言及している個所があるが、脚注又は参考資料として当該要件を記載することで読者がコメントすることへの便宜を図るべきである。

(対応案)

第5項及び第6項ともにご指摘に対応し、記載を追加した。

以 上